

気候変動に対する取り組み

JICAは、SDGsをはじめ、2015年に採択されたパリ協定、金融安定理事会(FSB)が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の2017年の提言、2020年に日本政府が発表した2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえて、気候変動対策の取り組みと発信の強化を重要な施策の一つとしており、日本政府の方針に沿ってカーボンニュートラルな社会の実現に向けて取り組んでいきます。

ガバナンス

JICAは、主務大臣(外務大臣等)が定める中期目標を達成するため、気候変動に対する取り組みを含めて、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらに基づき業務を実施しています。また、開発途上国向けにJICAが協力する事業については、実施前の事前評価から、実施段階でのモニタリング、事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリング・評価を行うことにより、気候変動への対応を含めた事業の開発効果の向上に努めています[→P.64を参照ください]。

さらに、気候変動を含む地球環境保全に関する組織全体の方針として「JICA環境方針」を2015年に策定するとともに、開発途上国向けにJICAが協力する気候変動対策事業に関する戦略を2021年7月に策定しました。また、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(以下、ガイ

ドライン)を指針とした業務運営を行っています[→P.70を参照ください]。

取り組みの強化と透明性の確保に向けた組織体制

組織体制については、組織全体の環境方針は総務部が担当しつつ、気候変動対策の取り組みを強化するべく、2010年に地球環境部内に気候変動対策室を設置。また、ガイドラインの運用は審査部が担当しています。異議申立に関しては、環境社会配慮ガイドライン異議申立事務局を設置しており、申し立てられた異議の内容は、事業担当部から独立した「異議申立審査役」によって審査されます。さらに、2023年4月、気候変動を含むサステナビリティを包括的に推進するべく、総務部内にサステナビリティ推進室を設置しました。

戦略

国際的目標の達成に向けたアクション

JICAは2021年7月に策定した気候変動対策事業に関する戦略に基づき、開発途上国のパートナーとして、カーボンニュートラルな社会への移行と気候変動に強靱な社会の構築に向けた協力を推進し、持続的な開発をリードします。また、これらの取り組みを通じて、パリ協定のほか、仙台防災枠組、生物多様性条約、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン、SDGsが掲げる国際的な目標の達成に向けた貢献を目指しています。

具体的には以下のアクションを掲げています。

1. パリ協定の実施促進のための、開発途上国の気候変動対策の計画策定・実施支援、温室効果ガス(GHG)インベントリ作成支援、GHG排出量の透明性の向上

に向けた枠組みの強化、気候資金*の導入・活用

2. エネルギー、都市開発、運輸交通、森林などの自然環境保全、農業、環境管理、防災、水資源管理、保健医療などの案件の推進を通じた、開発課題の解決と気候変動対策の相乗効果(シナジー)を目指す、コベネフィット型の気候変動対策の推進

日本政府が打ち出す新たな戦略にも対応

2023年6月に日本政府が決定した「インフラシステム海外展開戦略2025(令和5年6月追補版)」では、以下のとおり記載されています。

「世界の脱炭素化をリードしていくため、日本固有のエネルギー・発電事情の経験を活かし、相手国

のニーズを深く理解した上で、風力、太陽光、地熱、水力等の再生可能エネルギーや水素、アンモニア、エネルギーマネジメント技術、二酸化炭素回収・利用・貯留(CCUS) /カーボンリサイクル、海洋温度差発電等も含めたCO2排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援を行うトランジション協力を進める。加えて、F/Sや実証事業など初期段階からの支援を図りつつ、多様な選択肢の提供も強みとする官民一体となったパッケージ型提案力の強化を行う。」

JICAでは、こうした日本政府の方針を踏まえて、気候変動への取り組みを進めていきます。

気候変動による「機会」と「リスク」

気候変動による主な機会としては、再生可能エネルギー

ギー・省エネルギー促進や森林保全などの緩和策、防災などの適応策に関する事業への協力、緑の気候基金からの受託事業の推進、気候変動対策に資する調査・研究の拡大などを通じた、開発途上国におけるカーボンニュートラルな社会の実現のためのさらなる貢献があります。

一方で、主なリスクとしては、開発途上国での自然災害の増加によるJICA事業への影響(物理的リスク)、法規制などの強化や急速な技術の進展などによるJICA事業における気候変動の対応コストの増加(移行リスク)などがあります。JICAは、気候変動によるリスクの影響を把握するために、シナリオ分析を実施しています。また、移行(トランジション)支援戦略についても検討を進めます。

※ 各国の公的資金、世界銀行などの国際開発金融機関や民間部門が、気候変動対策のために拠出する資金。気候変動対策は、GHGの排出抑制・吸収増進のための取り組み(緩和策)、気候変動の影響に対応する被害の防止・軽減のための取り組み(適応策)、およびその両方に資する事業を指します。

リスク管理

JICAは、事業における気候リスク(ハザード、暴露、脆弱性)の特定や評価を行い、案件形成段階で対応策を検討しています。具体的には、「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)」を活用し、気候リスクの評価を行い、気候変動対策(緩和策・適応策)に資する活動を組み込む可能性について検討を行っています。

また、事業の計画立案段階で実施する「協力準備調査」

や「詳細計画策定調査」を通じて、相手国等による環境社会配慮の調査や手続きを支援する場合があります。研修事業などの技術協力により、気候変動分野における相手国等の能力強化を支援するとともに、日本側の支援体制を強化するため、内外関係者を対象とした能力強化研修や開発途上国の環境社会配慮に関する情報収集、他機関との情報交換も行っています。

指標と目標

JICAは、気候変動により、JICA事業とSDGsを中心とした開発インパクト達成におけるリスクが高まるとの認識の下、GHG排出量や気候関連のリスクと機会を評価し管理する枠組みの導入を進めています。

また、国内のオフィスと所有施設におけるエネルギー使用量について目標を設定し、その削減に引き続き取り組んでいきます。